平成２２年（フ）第１７７０号
堺市堺区東上野芝町１丁43番地２
破産者　お好み焼きうぃぃどこと　小岸　政美
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０１号
大阪府羽曳野市碓井４丁目９番20―303号、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘10丁目５番５号
破産者　畑中　博幸
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７７号
堺市堺区桜之町西３丁１番25号
破産者　松尾刃物こと　松尾　史夫
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
愛媛県四国中央市豊岡町長田311番地３、住民票上の住所愛媛県新居浜市中西町４番49号
破産者　秋山　佐織
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２７１８号
札幌市手稲区新発寒３条３丁目10番18号
破産者　法量　一幸
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２０号
札幌市東区北14条東10丁目４番28号
破産者　竹内　蘭子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根中谷地56番地２
辻岡住宅３―３
破産者　後藤久仁子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８３号
岩手県九戸郡九戸村大字山屋第２地割82番地
破産者　谷地向香代子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第３８号
茨城県筑西市甲727番地
破産者　澤部　弘美
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３９号
茨城県筑西市甲727番地
破産者　澤部　喜市
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５５号
茨城県結城市大字田間1272番地
破産者　岩﨑　義晴
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０６８号
横浜市神奈川区松見町３丁目481番地23　ＪＯＹ　ＴＥＲＲＡＣＥ　Ｂ―２
破産者　今井　信夫
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８５号
横浜市神奈川区反町２丁目14番地１　反町ながせビル404号
破産者　進藤　一治
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２９号
神奈川県海老名市大谷南３―１―28　フレグランス101高橋方、住民票上の住所神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番６号　メゾネット内田６
破産者　阿部　　健
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６７号
横浜市泉区中田東４丁目47番18号
破産者　君野　　勝
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
福井県小浜市相生第５号13番地の１
破産者　小河紀久生
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第９号
福井県小浜市相生第５号13番地の１
破産者　小河惠美子
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１８号
福井県福井市学園２丁目７番４号　プリームハウスＹ202号
破産者　杉原　隆之
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４６１号
静岡県藤枝市北方379番地の38
破産者　船井　富夫
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部